

国内外の環境を取り巻く動向

<概況>

- ・国内外の環境を取り巻く状況は大きく変化しており、世界はもとより、日本国内でも企業などをはじめ SDGs やパリ協定を受けた脱炭素化の達成に向けた動きや気候変動への適応、循環型経済へのシフトなどが活発化しています。
- ・国内においては、気候変動対策、生物多様性、資源循環、環境教育について法整備が進んでいます。また、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行や再生可能エネルギー特別措置法、日本再興戦略、平成 28（2016）年に再生可能エネルギーの最大導入が目標に掲げられるなど、SDGs の考え方も活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上の具体化が進んでいます。
- ・平成 30（2018）年 4 月に閣議決定された国の第 5 次環境基本計画では、地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合い、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の取組がスタートしつつあります。

年	国際的な動向	国内の動向	愛知県の動向
平成 22 年 (2010 年)	・「生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)」(名古屋)開催	・「生物多様性保全活動促進法」施行	
平成 23 年 (2011 年)		・「第 4 次環境基本計画」策定 ・「再生可能エネルギー特別措置法」施行 ・「生物多様性地域連携促進法」制定	・愛知県海岸漂着物対策推進地域計画 ・第 5 次愛知県緑化基本計画
平成 24 年 (2012 年)		・「第 4 次環境基本計画」策定 ・生物多様性国家戦略 2012-2020 閣議決定 ・「再生可能エネルギー特別措置法 (FIT 法)」制定 ・「都市の低炭素化の促進に関する法律 (エコまち法)」制定	・愛知地域公害防止計画
平成 25 年 (2013 年)	IPCC 第 5 次評価報告書	・「第 3 次循環型社会形成推進基本計画」策定	・あいち生物多様性戦略 2020 ・あいち自動車環境戦略 2020
平成 26 年 (2014 年)		・「エネルギー基本計画」策定 ・「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律改正	・第 4 次愛知県環境基本計画
平成 27 年 (2015 年)	・COP21 でパリ協定採択 ・国連総会にて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)」採択	・「気候変動の影響への適応計画」策定	
平成 28 年 (2016 年)	・パリ協定発効 ・世界経済フォーラム(ダボス会議)で海洋ごみに関する報告書発表	・「地球温暖化対策計画」策定 ・「SDGs 推進対策本部」立ち上げ	・愛知県災害廃棄物処理計画
平成 29 年 (2017 年)		・「再生可能エネルギー特別措置法 (FIT 法)」改正	・愛知県廃棄物処理計画」 ・あいち地域循環圏形成プラン
平成 30 年 (2018 年)	・IPCC「1.5℃特別報告書」公表	・「第 5 次環境基本計画」策定 ・「気候変動適応法」制定 ・「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定 ・「海岸漂着物処理推進法」改正	・あいち地球温暖化防止戦略 2030 ・「愛知県地球温暖化対策推進条例」公布 ・愛知県環境学習等行動計画 2030
令和元年 (2019 年)		・「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定 ・「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(森林環境税法)」制定 ・「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行	
令和 2 年 (2020 年) 以降	・生物多様性 COP15(中国)-次期目標の採択	・新学習要領スタート (小学校 2020 年度～、中学校：2021 年度～、高等学校：2022 年度～)	

1) SDGs など環境に関する新たな考え方

(1) 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals:SDGs)

平成 27 (2015) 年「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150 を超える加盟国首脳に参加のもと「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げられました。SDGs では「誰一人取り残さない」社会の実現のため、経済・社会・環境の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が共聴され、先進国を含めた国際社会全体が、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが求められています。

国内では平成 30 (2018) 年度より、地方創生に資する、地方自治体による持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた取組を推進していくことの重要性から、自治体による SDGs の達成に向けた優れた取組を提案した都市を「SDGs 未来都市」として選定しており、愛知県内では、愛知県、名古屋市、豊田市、豊橋市が採択されています。

持続可能な開発目標 (SDGs) における 17 の目標



資料：JAPAN SDGs Action Platform (外務省ホームページ)

(2) 第五次環境基本計画と地域循環共生圏

国の第五次環境基本計画は、SDGs・パリ協定採択後初めての環境基本計画として平成30(2018)年4月に閣議決定され、SDGsの考え方も活用しながら経済・社会・環境の統合的向上を具体化する分野横断的な6つの「重点戦略」が設定されています。また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱しています。

地域循環共生圏とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方で、「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築するものです。

第五次環境基本計画の概要

環境基本計画について

- 環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、**環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの**。
- 計画は**約6年ごとに再見直し**（第四次計画は平成24年4月に閣議決定）。
- 平成29年2月に環境大臣から**計画再見直し**の諮問を受け、中央環境審議会における審議を経て、平成30年4月9日に**再申**。
- 再申を踏まえ、**平成30年4月17日に第五次環境基本計画を閣議決定**。

現状・課題認識

- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題は**相互に関連・複合化**。
- SDGs、パリ協定等、**時代の転換点**ともいえる国際的潮流

持続可能な社会に向けた基本的方向性

- SDGsの考え方も活用し、**環境・経済・社会の統合的向上を具体化**。
- 環境政策による、**経済社会システム、ライフスタイル、技術など**あらゆる観点からのイノベーション創出や、**経済・社会的課題の同時解決**に取り組む
- 将来にわたって**真の豊い生活**をもたらす「**新たな成長**」につなげていく
- 地域資源を持続可能な形で活用**
- 各地域が自立・分散型の社会を形成し、**地域資源等を補完し、支え合う「地域循環共生圏」**の創造を目指す
- 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化**

これらを通じて、**持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）**を目指す

施策の展開

- 分野横断的な**6つの「重点戦略」**（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定
- 環境リスク管理等の環境保全の取組は、「**重点戦略を支える環境政策**」として幅広く着実に推進

我が国が抱える課題

相互に関連・複合化
経済・社会・環境の統合的向上

国際的な潮流

SDGs
Sustainable Development Goals
2030年までに達成を目指す17の持続可能な開発目標

パリ協定
気候変動枠組条約の下で採択された国際的な気候変動対策の枠組み

地域循環共生圏

各地域がその特性を生かした強みを発揮
→ 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
→ 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**

資料：環境省資料

地域循環共生圏の概念図

地域循環共生圏（日本発の脱炭素化・SDGs構想）

— サイバー空間とフィジカル空間の融合により、地域から人と自然のポテンシャルを引き出す生命系システム —

「自立分散」 × 「相互連携」 × 「循環・共生」 = 活力あふれる「地域循環共生圏」 ⇒ 「脱炭素化・SDGsの實現、そして世界へ」
（「オーガニック」「ネットワーク」「エコシステム」）

新たな価値とビジネスで成長を牽引する地域の存立基盤

人々が健康で生活し続け、自然と共生し、幸せを享受することで、地域が自立し、内力を培いながら、他の地域とも有機的につながることにより、国土が活性化し、国が成長する。

「Society 5.0」人と人の生産性向上が創る「地域循環共生圏」

資料：環境省資料

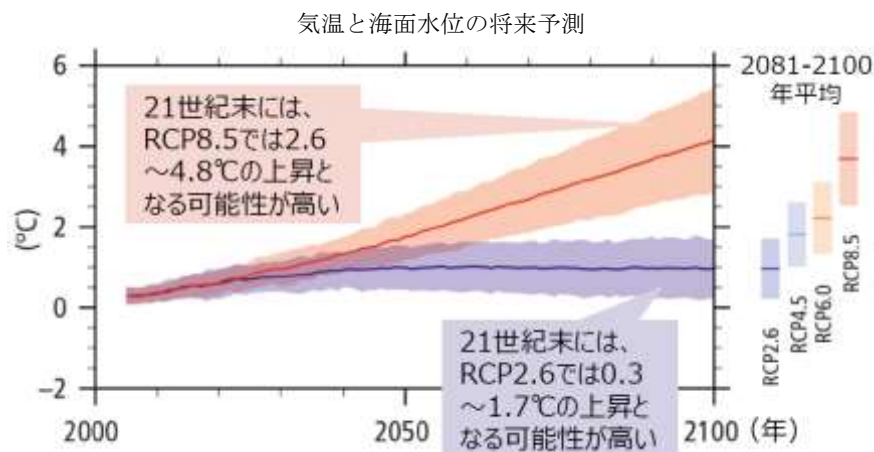
2) パリ協定を踏まえた気候変動対策の動き

(1) パリ協定

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書によると、1986-2005年と比較した21世紀末（2081-2100年）までの世界の平均気温は、RCP2.6で0.3～1.7℃、RCP8.5で2.6～4.8℃上昇する可能性が高く、どれだけ対策をとっても、世界の平均気温は上昇する可能性が高いことが予測されました。

その後、平成27（2015）年に開催されたCOP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、地球温暖化対策の世界的な枠組みとして「パリ協定」が採択され、世界の気温の変化を2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力を追求することが掲げられました。

また、平成30（2018）年のIPCC特別報告書において、持続可能であるためには、2050年前後に温室効果ガス排出量の実質ゼロを達成し、気温変動を1.5℃以内にとどめる必要があると報告されたことを受け、実質排出量ゼロの達成をなるべく早期化する必要があるとされています。



資料：環境省資料（IPCC 第5次評価報告書 統合報告書政策決定者向け要約より環境省作成）

(2) 国内における温暖化対策の加速

国は平成 28 (2016) 年に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、2030 年度において温室効果ガス排出量を 2013 年度比 26.0%減の水準にすることを目標としました。

さらに、地球温暖化対策を更に加速化する必要があるという認識の広がりを受け、令和元 (2019) 年 6 月に「パリ協定長期成長戦略」を定め、今世紀後半のできるだけ早期に、温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会」の実現を目指すこととしています。そのために、まずは 2050 年までに温室効果ガスを 80%削減することとしています。

パリ協定長期成長戦略のポイント	
第1章：基本的な考え方（ビジョン） > 最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目標とする。2050年までに80%の削減に大胆に取り組む ※積み上げではない、従来の「あるべき姿」 ※1.5℃努力目標を含むパリ協定の長期目標の実現にも貢献 > ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現。取組を今から迅速に実施。世界への貢献、将来に希望の持てる明るい社会を描き行動を起こす [要素：SDGs達成、共創、Society5.0、地域循環共生圏、課題解決先進国]	
第2章：各分野のビジョンと対策・施策の方向性 第1節：排出削減対策・施策 1. エネルギー：エネルギー転換・脱炭素化を進めるため、あらゆる選択肢を追求 ・再生エネの主力電源化 ・火力はパリ協定の長期目標と整合的にCO ₂ 排出削減 ・CCS・CCU/カーボンリサイクルの推進 ・水素社会の実現/蓄電池/原子力/省エネ 2. 産業：脱炭素化ものづくり ・CO ₂ フリー水素の活用（ゼロカーボンステールへの脱炭素化） ・CCU/バイオマスによる原料転換（人工光合成等） ・抜本的な省エネ、中長期的なプロセスの脱炭素化等 3. 運輸：“Well-to-Wheel Zero Emission” チャレンジへの貢献 ・2050年までに世界で供給する日本車について世界最高水準の環境性能を実現 ・ビークル・IoT等を活用した道路・交通システム 4. 地域・くらし：2050年までにカーボンニュートラルでレジリエントで快適な地域とくらしを実現/地域循環共生圏の創造 ・可能な地域・企業等から2050年を待たずにカーボンニュートラルを実現 ・カーボンニュートラルな暮らし（住宅やオフィス等のストック平均でZEB・ZEH相当を進めるための技術開発や普及促進/ライフスタイルの転換） ・地域づくり（カーボンニュートラルな都市、農山漁村づくり）、分散型エネルギーシステムの構築 第2節：吸収源対策 第4章：その他 ・人材育成 ・公正な移行 ・政府の率先的取組 ・適応によるレジリエントな社会づくりとの一体的な推進 ・カーボンライズィング（専門的・技術的議論が必要）	第3章：「環境と成長の好循環」を実現するための横断的施策 第1節：イノベーションの推進 ・温室効果ガスの大幅削減につながる横断的な脱炭素技術の実用化、普及のためのイノベーションの推進・社会実装可能なコストの実現 (1) 革新的環境イノベーション戦略 ・コスト等の明確な目標の設定、官民リソースの最大限の投入、国内外における技術シーズの発掘や創出、ニーズからの課題設定、ビジネスにつながる支援の強化等 ・挑戦的な研究開発、G20の研究機関間の連携を強化し国際共同研究開発の展開(RD20)等 ・実用化に向けた目標の設定・課題の見える化 ・CO ₂ フリー水素製造コストの10分の1以下など既存エネルギーと同等のコストの実現 ・CCU/カーボンリサイクル製品の既存製品と同等のコストの実現、原子力（原子炉・核融合）ほか (2) 経済社会システム/ライフスタイルのイノベーション 第2節：グリーン・ファイナンスの推進 ・イノベーション等を適切に「見える化」し、金融機関等がそれを後押しする資金循環の仕組みを構築 (1) TCFD 等による開示や対話を通じた資金循環の構築 ※気候関連財務情報開示タスクフォース ・産業：TCFDガイダンス・シナリオ分析ガイド拡充/金融機関等：グリーン投資ガイダンス策定 ・産業界と金融界の対話の場（TCFDコンソーシアム） ・国際的な知見共有、発達の促進（TCFDサミット（2019年秋）） (2) ESG金融の拡大に向けた取組の促進 ・ESG金融への取組促進（グリーンボンド発行支援、ESG地域金融普及等）、ESG対話プラットフォームの整備、ESG金融リテラシー向上、ESG金融ハイレベル・パネル等 第3節：ビジネス主導の国際展開、国際協力 ・日本の強みである優れた環境技術・製品等の国際展開/相手国と協働した双方に裨益するCO ₂ イノベーション (1) 政策・制度構築や国際ルールづくりと連動した脱炭素技術の国際展開 ・相手国における制度構築や国際ルールづくりによるビジネス環境整備を通じた、脱炭素技術の普及と温室効果ガスの排出削減（ASEANでの官民イニシアティブの立上げの提案、市場メカニズムを活用した適切な国際枠組みの構築等） (2) CO₂排出削減に貢献するインフラ輸出の強化 ・パリ協定の長期目標と整合的にCO ₂ 排出削減に貢献するエネルギーインフラや都市・交通インフラ（洋上風力・地熱発電などの再生エネ、水素、CCS・CCU/カーボンリサイクル、スマートシティ等）の国際展開 (3) 地球規模の脱炭素社会に向けた基盤づくり ・相手国におけるNDC策定・緩和策にかかる計画策定支援等、サプライチェーン全体の透明性向上 第5章：長期戦略のレビューと実施 ・レビュー：6年程度を目安としつつ情勢を踏まえて柔軟に検討を加えるとともに必要に応じて見直し ・実施：将来の情勢変化に応じた分析/連携/対話

資料：環境省資料

(3) 気候変動への適応

IPCC 第5次評価報告書では、温室効果ガスの排出量を今すぐゼロにしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。この気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることが求められています。

国は平成30(2018)年6月に気候変動適応法の公布、11月の気候変動適応計画の策定等の基盤整備とともに具体的な取り組みを進めつつあります。また、気候変動の影響は、気候、地理、社会経済条件等によって大きく異なることから、地域の実情や特性に応じた適応の推進について、地方自治体の役割が求められています。

背景

我が国において、気候変動の影響がすでに顕在化し、今後更に深刻化するおそれ。適応策が重要。

米・果樹

水稲の白米熟粒(右)
みかんの浮皮症(右)

熱中症患者の増加
7~9月の全国熱中症患者数

ヒトスジシマカの分布北上
(デング熱の媒介生物)

豪雨の増加

災害・異常気象

強い台風発生数等の増加(将来予測)

日本の年平均気温は、100年あたり1.19℃の割合で上昇している。今後さらなる上昇が見込まれる。

生態系

サンゴの白化

(写真提供: 農林水産省) (写真提供: 農林水産省) (出典: 気候変動監視レポート2016(気象庁)) (出典: 総務省消防庁 熱中症情報 救急搬送状況より環境省作成) (写真提供: 国立感染症研究所 昆虫医学部) (画像提供: 気象庁) (写真提供: 環境省)

法律の概要

1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定。その進展状況について、把握・評価手法を開発。(閣議決定の計画を法定計画に格上げ、更なる充実・強化を図る。)
- **気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進

農林水産業	水環境・水資源	自然生態系	自然災害	健康	経済活動・産業	国民生活
-------	---------	-------	------	----	---------	------

将来影響の科学的知見に基づき、
 ・高温耐性の農作物品種の開発・普及
 ・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
 ・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
 ・ハザードマップ作成の促進
 ・熱中症予防対策の推進 等

2. 情報基盤の整備

➢ 適応の**情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け**。

【気候変動適応情報プラットフォーム】(国立環境研究所サイト)の主なコンテンツ

コメの収穫の将来予測

砂浜消失率の将来予測

<http://www.adaptation-platform.nies.go.jp/index.html>

3. 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村(東京23区を含む。)に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う拠点(**地域気候変動適応センター**)機能を担う体制を確保。
- **広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

資料：環境省

3) その他国内の動向

(1) 循環型社会形成推進基本計画

環境基本法の基本理念のもと、平成 13 (2001) 年 1 月に完全施行された循環型社会形成推進基本法をはじめとして、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の施行など、循環型社会の形成に向けた法体系の整備が進められてきました。平成 27 (2015) 年には COP21 においてパリ協定が採択され、低炭素化に向けた活動が求められています。

循環型社会形成推進基本法に基づき、平成 30 (2018) 年 6 月に第 4 次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。今回の見直しでは、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、次の 3 点を示しています。

- ① 地域循環共生圏形成による地域活性化
- ② ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③ 適正処理の更なる推進と環境再生

第 4 次循環型社会形成推進基本計画の概要



資料：環境省資料

(2) 第5次エネルギー基本計画

エネルギー基本計画は、平成14(2002)年6月に制定されたエネルギー政策基本法に基づき、平成15(2003)年10月から策定されています。「3E+S」とよばれる「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」というエネルギー政策の基本方針に則り、日本のエネルギー政策の基本的な方向を示すものです。およそ3~4年ごとに見直され、平成30(2018)年7月3日に「第5次エネルギー基本計画」が閣議決定されました。

第5次エネルギー基本計画では、常に踏まえるべき点として「東京電力福島第一原子力発電所事故の経験、反省を教訓に肝に銘じて取り組むこと」などを原点として検討が進められ、2030年、2050年に向けた方針が示されました。

日本は、東日本大震災前には20%あったエネルギー自給率が、原子力発電の停止により約8%(平成28(2016)年)まで下がっています。その上で、より高度な「3E+S」を目指すため、次の4つの目標を掲げています。

第5次エネルギー基本計画のポイント

長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給により、我が国経済社会の更なる発展と国民生活の向上、世界の持続的な発展への貢献を目指す 3E+Sの原則の下、安定的で負担が少なく、環境に適合したエネルギー需給構造を実現		
「3E+S」	⇒	「より高度な3E+S」
○ 安全最優先 (Safety)	+	技術・ガバナンス改革による安全の革新
○ 資源自給率 (Energy security)	+	技術自給率向上/選択肢の多様化確保
○ 環境適合 (Environment)	+	脱炭素化への挑戦
○ 国民負担抑制 (Economic efficiency)	+	自国産業競争力の強化

資料：経済産業省「新しいエネルギー計画の概要」

第5次エネルギー基本計画は、「2030年」と「2050年」に向けて、以下のような目標を掲げています。

第5次エネルギー基本計画の目標

	2030年に向けて	2050年に向けて
方向性	エネルギーミックスの確実な実現	「エネルギー転換」と「脱炭素化」への挑戦
再生可能エネルギー	電源構成比率 22~24%	経済的に自立し「脱炭素化」した主力電源を目指す。
原子力発電	電源構成比率 20~22%	安全性・経済性・機動性に優れた原子炉の追求、バックエンド問題の解決に向けた技術開発
化石燃料	電源構成比率 56%	資源外交を強化し、石炭火力発電はフェードアウト
省エネルギーその他	実質エネルギー効率 35%減	省エネ促進、水素や蓄電池等の技術開発推進、分散エネルギーシステムの構築

(3) 生物多様性国家戦略 2012-2020

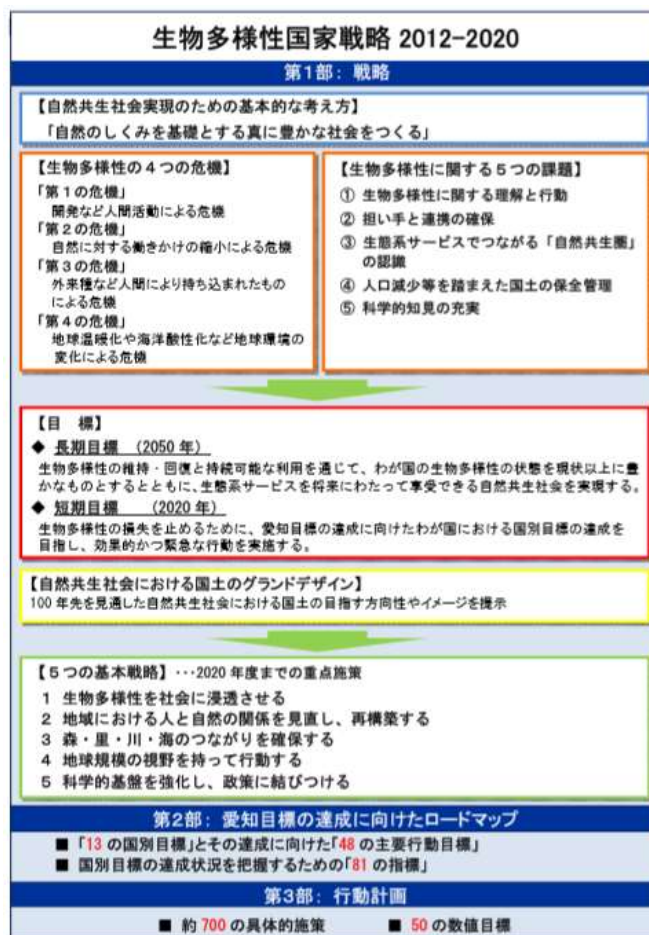
平成 22 (2010) 年 10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、「生物多様性国家戦略 2012-2020」を平成 24 (2012) 年 9 月に閣議決定しました。そのポイントは以下のとおりです。

- ①愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを提示
- ②2020 年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5 つの基本戦略」を設定
- ③今後 5 年間の政府の行動計画として約 700 の具体的施策を記載

なお、国の第 5 次環境基本計画では、生物多様性条約 COP15 (令和 2 (2020) 年 10 月に開催予定) で採択予定のポスト 2020 生物多様性枠組を踏まえて、令和 3 (2021) 年以降に生物多様性国家戦略の改定が求められています。

これを受け、環境省では、次期生物多様性国家戦略の策定に向けて、2050 年での「自然との共生の実現」に向けた今後 10 年間の主要な課題や対応の方向性について、「次期生物多様性国家戦略研究会」を令和 2 (2020) 年 1 月に設置し、国際的な動向も踏まえながら、生物多様性国家戦略の課題の抽出と対応の方向性を検討しています。

「生物多様性国家戦略 2012-2020」の概要



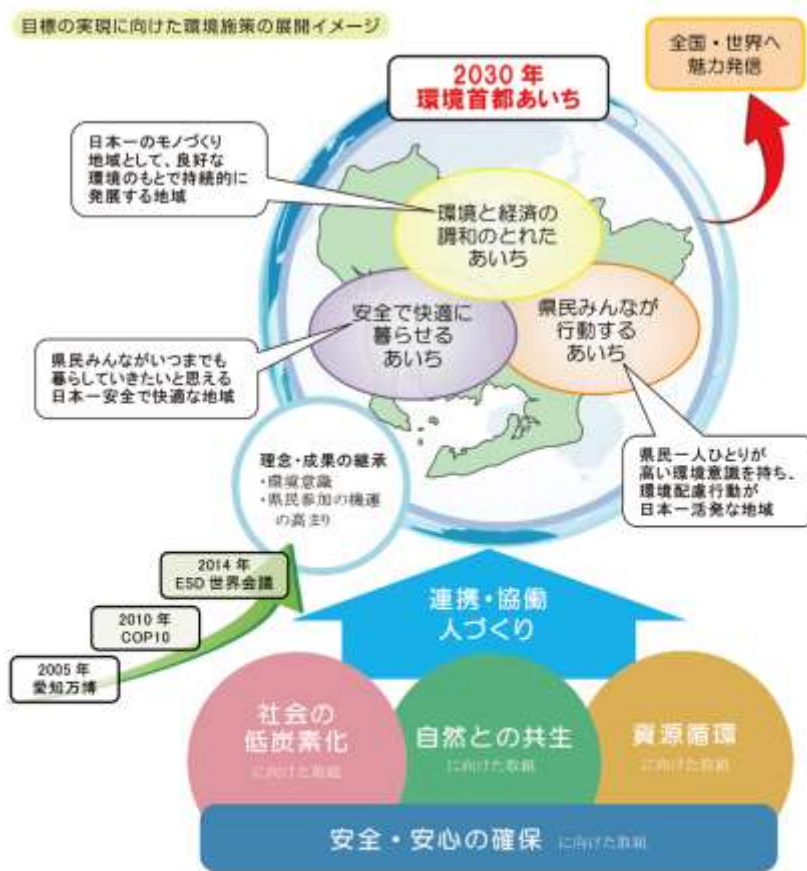
資料：環境省資料

4) 愛知県環境基本計画

○第4次愛知県環境基本計画

愛知県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成26(2014)年5月に策定。2030年までの長期展望として「県民みんなで未来へつなぐ「環境首都あいち」」を目標とし、目標の実現に向けて、①環境と経済の調和のとれたあいち、②安全で快適に暮らせるあいち、③県民みんなが行動するあいち、の「3つのあいち」づくりを行うとしています。

令和2(2020)年までの取組として、「安全・安心の確保」、「社会の低炭素化」、「自然との共生」、「資源循環」に向けた4つの分野ごとに、具体的な取組を推進するとともに、総合的な施策推進のため、持続可能な未来のあいちの担い手育成「人づくり」に重点的に取り組んでいます。



2030年の「環境首都あいち」では・・・

- ◆暮らし・地域・経済活動などあらゆる場面において、環境に配慮した行動が、意識しなくても自然になされています。
- ◆その結果、安全で快適な暮らしが確保されるとともに、環境と経済が高い水準で良好な状態に保たれた、魅力のある地域となっています。
- ◆その魅力を、国内のみならず世界へと発信することにより、より多くの人や企業をこの地域へと引きつけます。

第4章 2020年度までの環境施策の方向

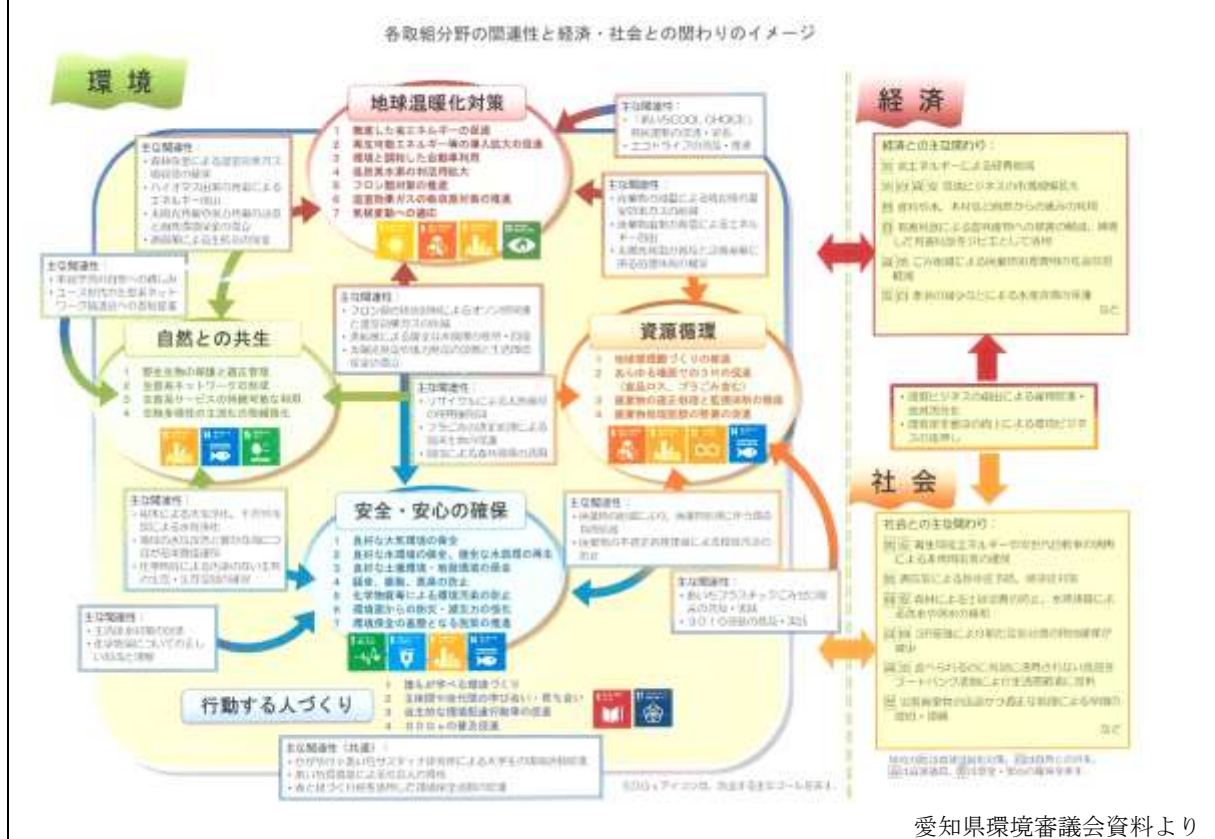
①：この図のあいだにおいて、「安全・安心の確保」、「社会の協働進化」、「自然との共生」及び「資源循環」に
 向けられた4つの取組分野ごとに方向性を示し、具体的な取組を推進していきます。

2020年度までの環境施策の方向	環境と経済の調和のとれたあいち	安全で快適に暮らせるあいち	県民みんなが行動するあいち
安全・安心の確保に向けた取組分野	<ul style="list-style-type: none"> ■事業者による資材・機材の低炭素化の促進 <ul style="list-style-type: none"> -建築や交通インフラシステムの導入支援など、資材的な環境改善の促進 -環境影響評価制度の改善 ■化学物質の自主的な管理 <ul style="list-style-type: none"> -事業者の自主的な化学物質の適正管理の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ■健康で安全な暮らしができる居住環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> -各種健康被害防止対策（工場・事業場への規制・指導） ■日常時の環境汚染に対する抑制の徹底 <ul style="list-style-type: none"> -土壌汚染における水・土壌汚染防止対策（行政・事業者によるモニタリング等の整備・実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ■身近な環境における気づきと行動の促進 <ul style="list-style-type: none"> -身近な自然の保全活動や、水辺の生きものの観察（生きもの観察会）や、海岸清掃の実施 ■環境学習の創発的な推進 <ul style="list-style-type: none"> -環境学習推進等行動計画に基づき（総合的な環境学習）の推進
社会の低炭素化に向けた取組分野	<ul style="list-style-type: none"> ■事業者活動に伴う温室効果ガス排出量の抑制 <ul style="list-style-type: none"> -事業者による省エネルギー設備の導入促進 ■社会の低炭素化に貢献する製造業と新たな環境産業の創出 <ul style="list-style-type: none"> -環境負荷削減やエネルギー削減の先進的な実践（実践・技術開発）の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■再生可能エネルギーの利便性によるエネルギーの普及促進 <ul style="list-style-type: none"> -太陽光発電設備の導入促進 ■電機と自動車利用の両輪による社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> -世代を超えた電気自動車（EV）の導入促進、蓄電システムなど次世代自動車へのインフラ整備の促進 ■環境負荷の少ない「快適な都市・地域づくり」 	<ul style="list-style-type: none"> ■社会の低炭素化へ向けた意識とライフスタイルの変革 <ul style="list-style-type: none"> -CO₂削減の「見える化」はエネルギー使用に伴うCO₂削減率を算出する「環境実数値」等の普及促進 ■環境負荷の少ない商品やサービスの購入の促進 <ul style="list-style-type: none"> -「カーフリー購入」の普及促進
自然との共生に向けた取組分野	<ul style="list-style-type: none"> ■生物多様性の保全と開発・事業活動との調和 <ul style="list-style-type: none"> -開発の進捗に伴って、自然への影響を調査、最小化し、回復に努める。生態系ネットワークの形成に役立つ種群や地域内で生息することにより、開発区域内のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を目指すための「環境影響評価の仕組み」である「生態系ネットワーク」の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ■生態系ネットワークの形成を促進した自然環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> -生態系ネットワークの形成（種群の生態系ネットワーク）の推進の促進及び種群の回復 ■積み重ねた伊勢湾・三河湾の環境の保全・再生（「三河湾環境再生プロジェクト」の推進） 	<ul style="list-style-type: none"> ■生物多様性の価値（自然の恵み）への理解と保全に向けた実務行動の促進 <ul style="list-style-type: none"> -NPOなどの推進する自然と人の環境保全活動や環境学習への参加 ■健全な多様な再生に向けた実務行動の促進 <ul style="list-style-type: none"> -河川と自然、自然と生活が調和する活動の推進
資源循環に向けた取組分野	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物などの再利用資源を地域内で循環させる循環ビジネスの推進 <ul style="list-style-type: none"> -廃棄物のリサイクルの促進、事業者の支援 ■事業者活動に伴う廃棄物の削減 <ul style="list-style-type: none"> -資源循環推進の促進（資源循環推進計画による事業者間連携の促進） 	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物の適正処理と3Rの促進に向けた体制整備 <ul style="list-style-type: none"> -地域におけるごみ排出量の削減や資源循環の取組支援 ■廃棄物の不法投棄などの不適正処理の厳格な取り締まり <ul style="list-style-type: none"> -排出事業者及び処理業者に対する、事業者活動の適正化の指導の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ■ごみの発生抑制・再使用を促進したライフスタイルへの変革 <ul style="list-style-type: none"> -「ゼロウェイスト」の実践の推進（例えば「ゼロウェイスト」の取組） ■地域に根ざした環境文化活動への参加 <ul style="list-style-type: none"> -協働による地域の環境文化活動の推進
総合的な施策推進に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ■「人づくり」の推進 <ul style="list-style-type: none"> -環境への関与を促す身近な環境教育活動（例：モニタリングの実施）や環境学習の推進 -環境教育活動の推進（例：モニタリングの実施）や環境学習の推進 -環境教育活動の推進（例：モニタリングの実施）や環境学習の推進 		

参考）現在、愛知県第5次環境基本計画を策定中。

第4次計画の考え方を継承しながら、SDGs 達成を加速すべく、各取り組み分野について新たな課題への対応も含め取り組むとともに、SDGs を理解・認識した「行動する人づくり」やパートナーシップによる連携・協働を推進する方向となっています。

【環境の目標案】環境を原動力に経済・社会を向上し、SDGs 達成に貢献する「環境首都あいち」（仮）



愛知県環境審議会資料より